【平成19年6月27日法律第102号改正後】

第二款　合併

第一目　通則

第百三十六条　会員金融商品取引所は、他の会員金融商品取引所又は株式会社金融商品取引所と合併することができる。この場合において、合併をする金融商品取引所は、合併契約を締結しなければならない。

２　前項の場合において、吸収合併（金融商品取引所が他の金融商品取引所とする合併であつて、合併により消滅する金融商品取引所（以下この款において「吸収合併消滅金融商品取引所」という。）の権利義務の全部を合併後存続する金融商品取引所（以下この款において「吸収合併存続金融商品取引所」という。）に承継させるものをいう。以下同じ。）又は新設合併（二以上の金融商品取引所がする合併であつて、合併により消滅する金融商品取引所（以下この款において「新設合併消滅金融商品取引所」という。）の権利義務の全部を合併により設立する金融商品取引所（以下この款において「新設合併設立金融商品取引所」という。）に承継させるものをいう。以下同じ。）をする場合には、吸収合併存続金融商品取引所又は新設合併設立金融商品取引所は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者でなければならない。

一　会員金融商品取引所と会員金融商品取引所とが合併する場合　会員金融商品取引所

二　会員金融商品取引所と株式会社金融商品取引所とが合併する場合　株式会社金融商品取引所

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

第二款　合併

第一目　通則

第百三十六条　会員金融商品取引所は、他の会員金融商品取引所又は株式会社金融商品取引所と合併することができる。この場合において、合併をする金融商品取引所は、合併契約を締結しなければならない。

２　前項の場合において、吸収合併（金融商品取引所が他の金融商品取引所とする合併であつて、合併により消滅する金融商品取引所（以下この款において「吸収合併消滅金融商品取引所」という。）の権利義務の全部を合併後存続する金融商品取引所（以下この款において「吸収合併存続金融商品取引所」という。）に承継させるものをいう。以下同じ。）又は新設合併（二以上の金融商品取引所がする合併であつて、合併により消滅する金融商品取引所（以下この款において「新設合併消滅金融商品取引所」という。）の権利義務の全部を合併により設立する金融商品取引所（以下この款において「新設合併設立金融商品取引所」という。）に承継させるものをいう。以下同じ。）をする場合には、吸収合併存続金融商品取引所又は新設合併設立金融商品取引所は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者でなければならない。

一　会員金融商品取引所と会員金融商品取引所とが合併する場合　会員金融商品取引所

二　会員金融商品取引所と株式会社金融商品取引所とが合併する場合　株式会社金融商品取引所

（改正前）

（新設）

第二款　合併

第一目　通則

第百三十六条　会員証券取引所は、他の会員証券取引所又は株式会社証券取引所と合併することができる。この場合において、合併をする証券取引所は、合併契約を締結しなければならない。

②　前項の場合において、吸収合併（証券取引所が他の証券取引所とする合併であつて、合併により消滅する証券取引所（以下この款において「吸収合併消滅証券取引所」という。）の権利義務の全部を合併後存続する証券取引所（以下この款において「吸収合併存続証券取引所」という。）に承継させるものをいう。以下同じ。）又は新設合併（二以上の証券取引所がする合併であつて、合併により消滅する証券取引所（以下この款において「新設合併消滅証券取引所」という。）の権利義務の全部を合併により設立する証券取引所（以下この款において「新設合併設立証券取引所」という。）に承継させるものをいう。以下同じ。）をする場合には、吸収合併存続証券取引所又は新設合併設立証券取引所は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者でなければならない。

一　会員証券取引所と会員証券取引所とが合併する場合　会員証券取引所

二　会員証券取引所と株式会社証券取引所とが合併する場合　株式会社証券取引所

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】

（改正後）

第二款　合併

第一目　通則

第百三十六条　会員証券取引所は、他の会員証券取引所又は株式会社証券取引所と合併することができる。この場合において、合併をする証券取引所は、合併契約を締結しなければならない。

②　前項の場合において、吸収合併（証券取引所が他の証券取引所とする合併であつて、合併により消滅する証券取引所（以下この款において「吸収合併消滅証券取引所」という。）の権利義務の全部を合併後存続する証券取引所（以下この款において「吸収合併存続証券取引所」という。）に承継させるものをいう。以下同じ。）又は新設合併（二以上の証券取引所がする合併であつて、合併により消滅する証券取引所（以下この款において「新設合併消滅証券取引所」という。）の権利義務の全部を合併により設立する証券取引所（以下この款において「新設合併設立証券取引所」という。）に承継させるものをいう。以下同じ。）をする場合には、吸収合併存続証券取引所又は新設合併設立証券取引所は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者でなければならない。

一　会員証券取引所と会員証券取引所とが合併する場合　会員証券取引所

二　会員証券取引所と株式会社証券取引所とが合併する場合　株式会社証券取引所

（③　削除）

（改正前）

第二款　合併

（第一目　新設）

第百三十六条　会員証券取引所は、他の会員証券取引所又は株式会社証券取引所と合併することができる。

②　前項の場合において、合併後存続する者又は合併により設立される者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者でなければならない。

一　会員証券取引所と会員証券取引所とが合併する場合　会員証券取引所

二　会員証券取引所と株式会社証券取引所とが合併する場合　株式会社証券取引所

③　会員証券取引所と株式会社証券取引所とが合併する場合には、それぞれこの法律及び商法の合併に関する規定に従うものとする。

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】 （改正なし）

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第88号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第87号】 （改正なし）

【平成16年6月2日 法律第76号】 （改正なし）

【平成16年5月12日 法律第43号】 （改正なし）

【平成15年7月30日 法律第132号】 （改正なし）

【平成15年6月6日 法律第67号】 （改正なし）

【平成15年5月30日 法律第54号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第155号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第152号】 （改正なし）

【平成14年6月12日 法律第65号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第47号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第45号】 （改正なし）

【平成13年11月30日 法律第134号】 （改正なし）

【平成13年11月28日 法律第129号】 （改正なし）

【平成13年11月9日 法律第117号】 （改正なし）

【平成13年6月29日 法律第80号】 （改正なし）

【平成13年6月27日 法律第75号】 （改正なし）

【平成13年6月8日 法律第41号】 （改正なし）

【平成12年11月29日 法律第129号】 （改正なし）

【平成12年11月27日 法律第126号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第97号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第96号】 （編者注：実質ベースで書き換え）

（改正後）

第二款　合併

第百三十六条　会員証券取引所は、他の会員証券取引所又は株式会社証券取引所と合併することができる。

②　前項の場合において、合併後存続する者又は合併により設立される者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者でなければならない。

一　会員証券取引所と会員証券取引所とが合併する場合　会員証券取引所

二　会員証券取引所と株式会社証券取引所とが合併する場合　株式会社証券取引所

③　会員証券取引所と株式会社証券取引所とが合併する場合には、それぞれこの法律及び商法の合併に関する規定に従うものとする。

（②④　第百三十七条①②、③　第百三十八条①、⑥～⑧　第百四十条①～③）

（改正後）

（改正前）

（第二款　新設）

第百三十五条の二　証券取引所は、互いに合併することができる。

（②③　新設）

②　証券取引所が合併を行うには、合併契約書を作成して総会の承認を受けなければならない。

③　合併契約書には、合併を行うべき時期その他の内閣府令で定める事項を記載しなければならない。

④　民法第六十九条の規定は、第二項の承認の決議について準用する。

⑤　第二項の総会（第百三十五条の四第一項及び第百五十条第一項において「合併総会」という。）の招集は、その会議開催日の五日前までに、会議の目的たる事項のほか、合併契約書の要領を示してしなければならない。

⑥　合併は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

⑦　前項の認可を受けようとする者は、合併後存続する証券取引所又は合併により設立される証券取引所について次に掲げる事項を記載した合併認可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　名称

二　事務所の所在の場所

三　役員の氏名及び会員の名称

⑧　前項の合併認可申請書には、合併契約書、合併後存続する証券取引所又は合併により設立される証券取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

【平成12年5月31日 法律第93号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第91号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第225号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第160号】

（改正後）

第百三十五条の二　証券取引所は、互いに合併することができる。

②　証券取引所が合併を行うには、合併契約書を作成して総会の承認を受けなければならない。

③　合併契約書には、合併を行うべき時期その他の内閣府令で定める事項を記載しなければならない。

④　民法第六十九条の規定は、第二項の承認の決議について準用する。

⑤　第二項の総会（第百三十五条の四第一項及び第百五十条第一項において「合併総会」という。）の招集は、その会議開催日の五日前までに、会議の目的たる事項のほか、合併契約書の要領を示してしなければならない。

⑥　合併は、　内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

⑦　前項の認可を受けようとする者は、合併後存続する証券取引所又は合併により設立される証券取引所について次に掲げる事項を記載した合併認可申請書を　内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　名称

二　事務所の所在の場所

三　役員の氏名及び会員の名称

⑧　前項の合併認可申請書には、合併契約書、合併後存続する証券取引所又は合併により設立される証券取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

（改正前）

第百三十五条の二　証券取引所は、互いに合併することができる。

②　証券取引所が合併を行うには、合併契約書を作成して総会の承認を受けなければならない。

③　合併契約書には、合併を行うべき時期その他の総理府令・大蔵省令で定める事項を記載しなければならない。

④　民法第六十九条の規定は、第二項の承認の決議について準用する。

⑤　第二項の総会（第百三十五条の四第一項及び第百五十条第一項において「合併総会」という。）の招集は、その会議開催日の五日前までに、会議の目的たる事項のほか、合併契約書の要領を示してしなければならない。

⑥　合併は、大蔵大臣及び金融再生委員会の認可を受けなければ、その効力を生じない。

⑦　前項の認可を受けようとする者は、合併後存続する証券取引所又は合併により設立される証券取引所について次に掲げる事項を記載した合併認可申請書を大蔵大臣及び金融再生委員会に提出しなければならない。

一　名称

二　事務所の所在の場所

三　役員の氏名及び会員の名称

⑧　前項の合併認可申請書には、合併契約書、合併後存続する証券取引所又は合併により設立される証券取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の総理府令・大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

【平成11年12月8日 法律第151号】 （改正なし）

【平成11年8月13日 法律第125号】 （改正なし）

【平成11年6月23日 法律第80号】 （改正なし）

【平成10年10月16日 法律第131号】

（改正後）

第百三十五条の二　証券取引所は、互いに合併することができる。

②　証券取引所が合併を行うには、合併契約書を作成して総会の承認を受けなければならない。

③　合併契約書には、合併を行うべき時期その他の総理府令・大蔵省令で定める事項を記載しなければならない。

④　民法第六十九条の規定は、第二項の承認の決議について準用する。

⑤　第二項の総会（第百三十五条の四第一項及び第百五十条第一項において「合併総会」という。）の招集は、その会議開催日の五日前までに、会議の目的たる事項のほか、合併契約書の要領を示してしなければならない。

⑥　合併は、大蔵大臣及び金融再生委員会の認可を受けなければ、その効力を生じない。

⑦　前項の認可を受けようとする者は、合併後存続する証券取引所又は合併により設立される証券取引所について次に掲げる事項を記載した合併認可申請書を大蔵大臣及び金融再生委員会に提出しなければならない。

一　名称

二　事務所の所在の場所

三　役員の氏名及び会員の名称

⑧　前項の合併認可申請書には、合併契約書、合併後存続する証券取引所又は合併により設立される証券取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の総理府令・大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

（改正前）

第百三十五条の二　証券取引所は、互いに合併することができる。

②　証券取引所が合併を行うには、合併契約書を作成して総会の承認を受けなければならない。

③　合併契約書には、合併を行うべき時期その他の総理府令・大蔵省令で定める事項を記載しなければならない。

④　民法第六十九条の規定は、第二項の承認の決議について準用する。

⑤　第二項の総会（第百三十五条の四第一項及び第百五十条第一項において「合併総会」という。）の招集は、その会議開催日の五日前までに、会議の目的たる事項のほか、合併契約書の要領を示してしなければならない。

⑥　合併は、大蔵大臣及び内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

⑦　前項の認可を受けようとする者は、合併後存続する証券取引所又は合併により設立される証券取引所について次に掲げる事項を記載した合併認可申請書を大蔵大臣及び内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　名称

二　事務所の所在の場所

三　役員の氏名及び会員の名称

⑧　前項の合併認可申請書には、合併契約書、合併後存続する証券取引所又は合併により設立される証券取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の総理府令・大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

【平成10年10月13日 法律第118号】 （改正なし）

【平成10年6月15日 法律第107号】

（改正後）

第百三十五条の二　証券取引所は、互いに合併することができる。

②　証券取引所が合併を行うには、合併契約書を作成して総会の承認を受けなければならない。

③　合併契約書には、合併を行うべき時期その他の総理府令・大蔵省令で定める事項を記載しなければならない。

④　民法第六十九条の規定は、第二項の承認の決議について準用する。

⑤　第二項の総会（第百三十五条の四第一項及び第百五十条第一項において「合併総会」という。）の招集は、その会議開催日の五日前までに、会議の目的たる事項のほか、合併契約書の要領を示してしなければならない。

⑥　合併は、大蔵大臣及び内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

⑦　前項の認可を受けようとする者は、合併後存続する証券取引所又は合併により設立される証券取引所について次に掲げる事項を記載した合併認可申請書を大蔵大臣及び内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　名称

二　事務所の所在の場所

三　役員の氏名及び会員の名称

⑧　前項の合併認可申請書には、合併契約書、合併後存続する証券取引所又は合併により設立される証券取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の総理府令・大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

（改正前）

（新設）